長 第 ７ ３ ４ 号
平成22年 1月29日

各 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者
各指定介護予防居宅サービス事業者
各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者
各 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 開 設 者
各 介 護 老 人 保 健 施 設 開 設 者
各 指 定 介 護 療 養 型 医 療 施 設 開 設 者
各 老 人 短 期 入 所 施 設 開 設 者
各 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 開 設 者
各 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長
各 軽 費 老 人 ホ ー ム 施 設 管 理 者
各 老 人 福 祉 セ ン タ ー 管 理 者
各 生 活 支 援 ハ ウ ス 施 設 長
各 有 料 老 人 ホ ー ム

様

和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課長
（公印省略）

指定居宅サービス事業所及び老人福祉施設等の適正な運営について（通知）

指定居宅サービス事業所及び老人福祉施設等に対しては、従来より、集団指導等を通じて、利用者の立場に立ったサービスの提供と「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に基づく適正な運営をお願いし、また、利用者の金銭・通帳の預かり原則禁止やモラル向上研修の充実などについて各事業者等に周知を図ってきたところでありますが、先般、県内の事業所の管理者が利用者の家族の貯金通帳から無断で現金を引き出したとして詐欺等の容疑で逮捕される事件が発生しました。

ついては、今回発生した事件に鑑み、貴事業所及び施設の職員に対し、下記の点について留意の上、周知徹底されますよう改めてお願いします。

なお、本通知については、各事業者に対し1部のみ送付しておりますので、必ず傘下の事業所への通知をお願いします。

記

1　事業所及び施設（以下「事業所等」という。）の開設者及び管理者は、介護保険及び老人福祉に係る事業所等が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、業務上職員が利用者等と密接な関係があり、利用者の信頼を前提としていることから、事業所等の職員の採用に際しては適格性を十分把握し、採用後も生活態度の変化等の有無に留意して事故のないようにすること。

2　職員のモラル及び資質の向上を図るため、職場内での研修等の充実に努めること。

3　金銭的なトラブルが起きにくい環境を整備する観点から、利用者から金銭や通帳等の貴重品を預かることは原則として禁止すること。ただし、利用者の事情により預かる必要がある場合は、各事業所等に金銭管理に関する規程（マニュアル）・台帳（実施記録書）を整備し、その預かり金等の状況について施設長等が定期的に内部点検を実施するとともに、利用者や家族等への定期的な確認・報告を徹底すること。
　また、認知症高齢者など、金銭管理等に支障がある高齢者については、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用すること。

4　各事業所等において、利用者と職員の個人的信頼関係に基づくものも含め、金銭や通帳等の貴重品預かりの実態を適宜把握し、適切に対応すること。

5　利用者等の個人情報については、極力事業所等から持ち出さないようにすることはもちろんのこと、電子媒体による通信でのやりとりは必要最小限にするなど、適切な管理を行うこと。
　また、個人情報の管理体制・マニュアルを整備するとともに、職員に対し、適正な個人情報の取扱いについて周知徹底を図り、漏洩することがないようにすること。

担当　和歌山県 福祉保健部
長寿社会課 サービス指導班
TEL 073-441-2527（直通）
FAX 073-441-2523